

業務手順書 一覧

課（事務所・局）名	係名	No.	業務・事務名	担当TEL	備考
危機対策課	危機対策係	1	高齢者運転免許証自主返納支援事業	32-1361	R6.2.29見直し
		2	テレビブッシュサービス助成業務	32-1362	R6.2.29見直し
		3	伊東市総合防災訓練実施事務	32-1362	R6.2.29見直し
		4	自主防災会への資機材交付	32-1362	R6.2.29修正
		5	伊東市街頭防犯カメラ設置事業費補助金業務	36-1361	R6.2.29見直し
		6	防災資機材貸出	32-1362	R6.2.29見直し
	消防情報係	1	伊東市消防団訓練実施事務	36-3222	R6.2.29修正

伊東市 業務手順書

部	危機管理部	課等	危機対策課	担当係名	危機対策係	シート番号	1	業務・事務名	高齢者運転免許証自主返納支援事業	
						当初作成日	2019/12/20	見直し日	2024/2/29	
						見直しによる変更				無
業務・事務の目的	高齢者の運転による交通事故の減少に資するため、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進める。									
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔									

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
(危機対策課で申請の場合)							
<p>【市民：申請者】 警察署にて運転免許証返納 及び運転経歴証明書作成</p> <p>↓ 申請</p> <p>(警察署で申請の場合)</p> <p>警察署にて運転経歴証明書手数料 支援申請書作成</p> <p>↓ 申請</p> <p>【申請者】</p> <p>↓ 通知</p> <p>【会計課】審査・支払</p> <p>↓ 支払</p> <p>【申請者】助成金受領</p>	<p>申請</p> <p>危機対策課にて運転経歴証明書手数料 支援申請書作成</p> <p>↓ 審査</p> <p>決定</p> <p>↓ 通知</p> <p>支出負担行為同兼支出命令書 起案・決裁</p> <p>↓ 回付</p>	<p>運転経歴証明書交付を受けた市民から、危機対策課又は警察署で、助成金の申請書を受理する。</p> <p>↓</p> <p>助成金支給対象者に該当するか、申請書類を基に審査する。</p> <p>↓</p> <p>当該支援による助成金の交付を決定し助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。</p> <p>↓</p> <p>支出負担行為同兼支出命令書を起案 決裁後、支出負担行為同兼支出命令書を会計課へ回付</p>	<p>危機対策課・伊東警察署で申請書を受理(警察署受理分は毎月1日、16日に回収) ↓ (警察署に回収後3日間)</p> <p>↓</p> <p>危機対策課・伊東警察署受理分を合わせ交付決定</p> <p>↓</p> <p>交付決定 ↓ 申請者への支払 20日</p>	<p>伊東市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱</p> <p>↓</p> <p>伊東市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱、伊東市補助金等交付規則</p> <p>↓</p> <p>伊東市会計規則</p>	<p>支援申請書</p> <p>↓</p> <p>《課長決裁》 稟議書</p> <p>↓</p> <p>助成金交付決定通知書</p> <p>↓</p> <p>《課長決裁 →会計課》 支出負担行為同兼 支出命令書</p>	<p>運転経歴証明書手数料1,100円を助成する。申請者は65歳以上の市民が対象</p> <p>↓</p> <p>警察署で作成した申請書等については、職員が月2回、回収する。</p>	<p></p> <p>④⑩</p> <p>⑭ ⑮</p>

補足

変更点

伊東市 業務手順書

部	危機管理部	課等	危機対策課	担当係名	危機対策係	シート番号	2	業務・事務名	テレビブッシュサービス助成業務
当初作成日	2021/2/1		見直し日	2024/2/29		見直しによる変更	無		
業務・事務の目的	スマートフォン・携帯電話を持たない高齢者等が確実に情報を入手できるよう、テレビブッシュサービスの導入に係る費用の一部を助成する。								
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、⑳、㉒、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【申請者】補助金交付申請書の作成・提出	補助金等の交付申請書の受理・審査	交付申請書等の内容及び添付書類の確認（代行の場合は委任状が必要）、審査			《課長供覧》 補助金交付申請書（第1号様式）	戸別受信機の設置事業者による作成及び提出の代行を可としており、代行の場合は委任状も收受	
【市民課・課税課】	住所・課税状況照会	居住者（1号該当）の場合、市民課に申請者の住所照会を、非居住者（2号該当）の場合は、課税課に固定資産税課税状況の照会をかける。	交付申請書の受理 ↓ 交付決定		《課長決裁》 補助金交付決定通知書（第2号様式）	補助金上限は1件につき1万円	⑫
	交付決定及び通知に係る稟議	補助金の交付決定及び通知に係る稟議を起案	7日				
【申請者】 請書の作成・提出	請書の受理	申請者から請書を受け、課長まで供覧		伊東市補助金等交付規則 ・伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交付要綱	《課長供覧》 請書（第3号様式）		④⑩
【申請者】 補助事業の実施	完了報告書の受理・審査	完了報告書等の内容及び添付資料を確認、審査			《課長供覧》 完了報告書（第6号様式）		
【申請者】 完了報告書の作成・提出	交付額確定及び通知に係る稟議	補助金の交付額確定及び通知に係る稟議を起案	報告書の受理 ↓ 交付額確定		《課長決裁》 補助金交付額確定通知書（第7号様式）		⑫
	交付額確定、補助金交付額確定通知書送付	決裁後、補助金交付額確定通知書を送付	5日				④⑩
【申請者】 請求兼領収書の作成・提出	請求兼領収書の受理	請求兼領収書の受理			請求兼領収書		
【会計課】 審査・支払	支出負担行為何兼支出命令書起案・決裁	支出負担行為何兼支出命令書を起案 決裁後、支出負担行為何兼支出命令書を会計課へ回付	請求兼領収書の受理 ↓ 申請者への支払	伊東市会計規則	《課長決裁 —会計課》 支出負担行為何兼支出命令書		⑭ ⑮
【申請者】 補助金受領							

補足 「計画変更（中止）申請書（第4号様式）」及び「計画変更（中止）承認（不承認）通知書（第5号様式）」は必要に応じて提出・処理する。

変更点

伊東市 業務手順書

部	危機管理部	課等	危機対策課	担当係名	危機対策係	シート番号	3	業務・事務名	伊東市総合防災訓練実施事務
当初作成日	2021/2/1		見直し日	2024/2/29		見直しによる変更	無		
業務・事務の目的	防災に関する意識の高揚と知識の向上及び防災関係機関等との相互の連携強化								
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、⑳、㉒、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	市としてのメイン会場となる行政区を決定	近年の実績を踏まえ、実施する行政区を決定			《課長決裁》 メイン会場の決定	5月	
メイン会場となった行政区の区長及び区役員	メイン会場となる行政区と訓練内容についての協議	メイン会場となる区の区長に連絡をとり、場所や内容等のメイン会場での訓練内容を決定			《課長決裁》 メイン会場における訓練内容の決定	5月下旬～6月	
メイン会場にて実施する訓練に関する機関	決定した訓練内容に応じて、関係機関との調整を開始	メイン会場となる区と実施内容について調整後、当日参加してもらう関係機関と随時訓練内容について調整を行う。				6月～8月下旬 (必要に応じて)	
【水道課、教育指導課、駿東伊豆消防本部】説明会出席	市内の自主防災会へ訓練全体についての説明会を実施	メイン会場以外の地区においても自主防災会主導の訓練を実施してもらうため、市内の自主防災会に対し、訓練についての説明会を実施			《課長決裁》 説明会での説明内容についての決定	7月中旬	
	各地区で行われる打合せ会への参加	各地区にて、地区の自主防災会が主催する訓練の打合せ会に随時参加			《課長決裁》 各地区での打合せ記録	7月下旬～8月中旬	
【自主防災会】計画書提出	自主防災会から提出される訓練計画書のとりまとめ	自主防災会が提出する訓練内容を記載した訓練計画書をとりまとめる。			訓練計画書	8月下旬	
	メイン会場にて使用する資機材や車両等の準備	訓練にて使用する資機材等の準備					
【訓練に参加する関係機関】訓練参加	市のメイン会場及び市内の各地で総合防災訓練を実施	メイン会場及び市内全体で総合防災訓練を実施				全国統一の総合防災訓練実施日（防災の日）	
【自主防災会】報告書提出	自主防災会から提出される訓練実績報告書のとりまとめ	自主防災会が提出する訓練内容を記載した訓練実績報告書をとりまとめる。			訓練実績報告書	9月中旬	
【自主防災会】請求兼領収書の作成・提出	支出額の決定、依頼文送付	報告書に基づき支出額を決定し、各自主防災会に対し、決定した支出額に基づき、請求兼領収書を提出するよう、依頼文を送付する。	報告書の提出 ↓ (9月下旬頃) 報告書の取りまとめ ↓ 依頼文の送付 (10月下旬頃) ↓ 請求兼領収書をもとに支払手続き (11月上旬頃) ↓ 報奨金の支出 (11月中)	伊東市防災訓練報奨金交付要領	《課長決裁》 依頼文		⑫ ④⑩
	請求兼領収書の受理	提出された請求兼領収書を受理し、支払手続きを行う。			請求兼領収書		
【会計課】審査・支払	支出負担行為同業支出命令書起案・決裁	支出負担行為同業支出命令書起案、決裁後、支出負担行為同業支出命令書を会計課へ回付		伊東市会計規則	《課長決裁 →会計課》 支出負担行為同業支出命令書		⑭ ⑮
	【自主防災会】報奨金受領	訓練を実施した自主防災会に対し、報奨金を支出する。					

補足
 ・総合防災訓練は、市、区及び関係機関が協力して共同で訓練を実施するメイン会場と、各地区の自主防災会が主体となって各地区で実施するものと大きく分けて二つの形で実施している。
 ・メイン会場での訓練では、消防をはじめ、各関係機関との調整が必要なため、2か月以上前から訓練実施日直前まで調整を行う。
 ・メイン会場となる行政区は、偏りが生じないように、輪番制で選定しており、全ての行政区において実施されるように選定している。
 ・各地区での訓練についても、複数の自主防災会が行政区単位で共同実施する会場等に、市の職員（災害対策本部支部署員）が参加している。

変更点

伊東市 業務手順書

部	危機管理部	課等	危機対策課	担当係名	危機対策係	シート番号	4	業務・事務名	自主防災会への資機材交付
当初作成日	2021/2/1		見直し日	2024/2/29		見直しによる変更	有		
業務・事務の目的	市内の自主防災会へ防災用資機材を交付し、地域防災力の向上を図る。								
内包するリスク	⑳、㉓、㉔、㉕、㉖ ※交付資機材に係る支払いが生じることから㉑、㉒にも注意								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【自主防災会長】 要望書の作成・提出	通知 自主防災会長へ要望書作成依頼を送付	自主防災会長へ、資機材の交付 要望書作成依頼を送付			《課長決裁》 要望書作成依頼	4月中旬	④⑩
	提出 要望書の内容についてまとめる	自主防災会長から提出された要 望書の内容を取りまとめる。			要望書	自主防災会長は、 5月中旬～下旬ま でに市へ要望書を 提出	㉔
	要望書どおりの交付ができるかを補正予算 対応を含め精査・検討	要望された資機材の購入額が予 算を上回っている場合、補正予 算計上を検討する。	要望書の提出は5 月中旬～下旬 ↓ 交付決定通知書は 10月下旬頃発送				
	予算の範囲内で、交付資機材を決定 購入	予算に合わせ、購入すべき資機 材と各自主防災会への割り振り を精査し、資機材を購入する。			《部長決裁》 資機材の購入		㉔ ㉕
	通知 防災資機材交付決定通知書を自主防 災会長に送付	各自主防災会長に対して、防災 資機材交付決定通知書を送付す る。			《課長決裁》 交付決定通知書		④⑩
【自主防災会長】 防災資機材受領	交付 地域防災訓練実施日に自主防災会へ 防災資機材を交付	12月の第一日曜日に県下一斉 で実施される地域防災訓練の統 一実施日に合わせ、自主防災会 へ交付				12月の第一日曜 日が県下一斉の地 域防災の日となっ ている。	
	交付 受け取りができなかった自主防災会 に対して個別に交付	統一の交付日に受け取りが不可 能な場合等は、後日、個別に受 け渡しを実施する。					

補足 本事業は、各自主防災会からの要望を基に資機材交付を行っているため、年度により、交付対象となる自主防災会及び交付する資機材が異なっている。また、交付する資機材や自主防災会からの要望理由によって、交付する時期が変化する場合がある。

変更点 リスクを追加

伊東市 業務手順書

部	危機管理部	課等	危機対策課	担当係名	危機対策係	シート番号	5	業務・事務名	伊東市街頭防犯カメラ設置事業費補助金業務
当初作成日	2022/2/1		見直し日	2024/2/29		見直しによる変更	無		
業務・事務の目的	犯罪等に強いまちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組を支援するため、街頭防犯カメラ設置に係る費用の一部を助成する。								
内包するリスク	①、⑫、⑭、⑮、⑳、㉑、⑳、㉒、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	「決裁区分等」成果物・記録類	備考	リスクNo.
関連部門	当該部門						
【申請者】補助金等の交付申請書の作成・提出	申請 補助金等の交付申請書の受理・審査	申請書等の内容及び添付書類の確認、審査	交付申請書の受理 ↓ 交付決定		「課長供覧」 ・補助金等の交付申請書（第1号様式） ・事業計画書（第1号様式） ・収支予算書（第2号様式） 他、伊東市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第7条に記載の書類	申請書の提出は、行政区及び分譲地等自治会からとする。	
	交付決定及び通知に係る稟議	補助金の交付決定及び通知に係る稟議を起案	10日		「決裁区分は備考のとおり」 補助金等の交付額決定通知書（第2号様式）	補助金は、1台あたり30万円を限度額とする。 「決裁区分」 200万円以下/副市長 100万円以下/部長（含職先） 1件5万円超/財政課 100万円超/会計課	⑫
	通知 交付決定、補助金等の交付額決定通知書送付	決裁後、補助金等の交付額決定通知書を送付					④⑩
【申請者】請書の作成・提出	提出 請書の受理	申請者から請書を受理、課長まで供覧		・伊東市補助金等交付規則 ・伊東市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱	「課長供覧」 請書（第3号様式）		
【申請者】補助事業の実施							
事業完了後 【申請者】完了報告書の作成・提出	提出 補助事業等完了報告書の受理・審査	完了報告書等の内容及び添付資料を確認、審査	完了報告書の受理 ↓ 交付額確定		「課長供覧」 ・補助事業等完了報告書（第4号様式） ・事業実績書（第1号様式） ・収支決算書（第2号様式） 他、伊東市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第12条に記載の書類		
	交付額確定及び通知に係る稟議	補助金の交付額確定及び通知に係る稟議を起案	5日		「課長決裁」 補助金等の確定通知書（第5号様式）		⑫
	通知 交付額確定、補助金等の確定通知書送付	決裁後、補助金等の確定通知書を送付					④⑩
【申請者】請求兼領収書の作成・提出	提出 請求兼領収書の受理	請求兼領収書の受理			請求兼領収書		
	支出負担行為兼支出命令書起案・決裁	支出負担行為兼支出命令書を起案 決裁後、支出負担行為兼支出命令書を会計課へ回付	請求兼領収書の受理 ↓ 申請者への支払	伊東市会計規則	「課長決裁」 「会計課」 支出負担行為兼支出命令書		⑭ ⑮
【会計課】審査・支払	回付 支出負担行為兼支出命令書起案・決裁						
【申請者】補助金受領	支払		20日				

補足 「街頭防犯カメラ設置事業変更(廃止)承認申請書(第3号様式)」及び「街頭防犯カメラ設置事業変更(廃止)承認通知書(第4号様式)」は必要に応じて提出・処理する。

変更点

伊東市 業務手順書

部	危機管理部	課等	危機対策課	担当係名	危機対策係	シート番号	6	業務・事務名	防災資機材貸出	当初作成日	2022/6/23	見直し日	2024/2/29	見直しによる変更	無
業務・事務の目的	危機対策課で所有している防災資機材の貸出														
内包するリスク	⑳、㉑、㉒、㉓														

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【申請者】危機対策課へ防災資機材借用の申し入れ	申請 備品ロケーション・貸出管理簿を参照	課内に在庫があるか、同じ防災資機材の申請が重複していないかを確認	4～5日				
【申請者】借用書の提出	連絡 申請者に連絡	該当する防災資機材の在庫の有無を伝え、在庫がある場合は借用書の提出を求め、貸出管理簿に仮入力しておく					
	提出 借用書の受理	借用書の内容を精査し、貸出について供覧する（簡易決裁）				《課長決裁》 借用書	
【申請者】防災資機材の借受	貸出 貸出の決定						

補足	投光器を貸す際は、申請者と消防署の双方と調整して貸し出す日程・場所を決定（いつ渡すのか、どこの署のものを貸すのか）
----	---

変更点	
-----	--

伊東市 業務手順書

部	危機管理部	課等	危機対策課	担当係名	消防情報係	シート番号	1	業務・事務名	伊東市消防団訓練実施事務
当初作成日	2019/12/20		見直し日	2024/2/29		見直しによる変更	有		
業務・事務の目的	火災・風水害等の各種災害に対応								
内包するリスク	㊸、㊹								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【伊東市消防団本部】	団本部会議・分団長以上会議において、訓練概要（日時・場所等）の協議、決定	消防団幹部と協議の上、訓練想定等を決定					
【駿東伊豆消防本部伊東消防署】	訓練実施要領作成依頼	伊東消防署に訓練実施要領（車両待機図・活動展開図等）の作成を依頼			〈部長決裁〉 稟議書 訓練要領作成依頼文 車両待機図 活動展開図		
	訓練実施要領作成	訓練実施要領の確認			訓練実施要領		
【伊東警察署・実施場所の自治会等】	訓練周知（依頼）	・道路使用有りの場合、伊東警察署に【道路使用許可申請書】を申請 ・消火栓を使用した訓練を行う場合は、各消防署に設置されている消火栓を使用 ・近隣住民に訓練実施を周知			道路使用許可申請書 各町内会へ回覧による周知文・訓練図		
	訓練実施	訓練に出席					
	訓練検証	訓練後、実施方法や反省点等について、消防団本部と検証					

補足 放水訓練の際の消火栓使用について、水道課から使用禁止してほしい旨の連絡があったため、消火栓を使用した訓練を行う場合は、各消防署に設置されている消火栓のみとする。

変更点 関連部門から伊東市水道課を削除。